



福岡医発第25号(地)
平成28年4月5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

施設基準の届出について (再度のお知らせ)

平成28年3月28日付け福岡医発第3393号(地)にてご連絡申し上げました、平成28年4月1日実施の診療報酬改定に伴う施設基準の届出等につきましては、別紙資料1の3頁(基本診療料)から4頁(特掲診療料)に記載のうち、経過措置が設けられているものについては、平成28年4月14日(木)までに九州厚生局へ届出をする必要はありません。

つきましては、会員各位への周知方につき、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件についてご不明な点につきましては、九州厚生局指導監査課(092-707-1125)までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

平成 28 年度診療報酬改定に伴う施設基準の届出等について

平成 28 年 3 月 14 日現在

新たに施設基準が創設されたことにより、平成 28 年 4 月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

【基本診療料】

- 1 一般病棟入院基本料の注6、特定機能病院入院基本料の注5、専門病院入院基本料の注3 に掲げる看護必要度加算1
- 2 一般病棟入院基本料の注13、療養病棟入院基本料の注12※、結核病棟入院基本料の注6、精神病棟入院基本料の注9 に掲げる夜勤時間特別入院基本料 ※療養病棟入院基本料2に限る
- 3 療養病棟入院基本料注11に規定する届出(療養病棟入院基本料2 を算定する病棟において平成 28年10月1日以降該当する場合)
- 4 有床診療所入院基本料の注11 に掲げる有床診療所在宅復帰機能強化加算
- 5 有床診療所療養病床入院基本料の注11 に掲げる有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算
- 6 急性期看護補助体制加算の注3 に掲げる夜間看護体制加算
- 7 看護職員夜間12対1 配置加算1
- 8 看護職員夜間16対1 配置加算
- 9 総合入院体制加算2
- 10 看護補助加算の注2 に掲げる夜間75対1 看護補助加算
- 11 看護補助加算の注3 に掲げる夜間看護体制加算
- 12 病棟薬剤業務実施加算 2
- 13 退院支援加算1 又は3
- 14 退院支援加算の注4 に掲げる地域連携診療計画加算
- 15 認知症ケア加算
- 16 精神疾患診療体制加算
- 17 精神科急性期医師配置加算〔精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(精神)〕
- 18 小児入院医療管理料の注4 に掲げる重症児受入体制加算
- 19 回復期リハビリテーション病棟入院料の注5 に掲げる体制強化加算2
- 20 地域移行機能強化病棟入院料

【特掲診療料】

- 1 糖尿病透析予防指導管理料の注5 に掲げる腎不全期患者指導加算
- 2 小児かかりつけ診療料
- 3 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
- 4 排尿自立指導料
- 5 診療情報提供料(Ⅰ)の注14 に掲げる地域連携診療計画加算
- 6 診療情報提供料(Ⅰ)の注15 に掲げる検査・画像情報提供加算
- 7 電子的診療情報評価料
- 8 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- 9 在宅療養実績加算2

- 10 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- 11 歯科訪問診療料の注13 に規定する基準
- 12 遺伝学的検査（注に規定する届出に限る。）
- 13 国際標準検査管理加算
- 14 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト（時間内歩行試験が未届出の場合）
- 15 長期脳波ビデオ同時記録検査1
- 16 脳波検査判断料1
- 17 遠隔脳波診断
- 18 コンタクトレンズ検査料2
- 19 有床義歯咀嚼機能検査
- 20 コンピューター断層撮影（C T 撮影）（注8 に規定する届出に限る。）
- 21 磁気共鳴コンピューター断層撮影（M R I 撮影）（注5 に規定する乳房M R I 撮影加算）
- 22 磁気共鳴コンピューター断層撮影（M R I 撮影）（注6 に規定する届出に限る。）
- 23 外来後発医薬品使用体制加算
- 24 摂食機能療法の注2 に掲げる経口摂取回復促進加算2
- 25 リンパ浮腫複合的治療料
- 26 通院・在宅精神療法の注4 に掲げる児童思春期精神科専門管理加算
- 27 救急患者精神科継続支援料
- 28 依存症集団療法
- 29 認知療法・認知行動療法3
- 30 硬膜外自家血注入
- 31 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）
- 32 人工腎臓の注10 に掲げる下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 33 人工脾臓療法
- 34 手術用顕微鏡加算
- 35 同種骨移植（特殊なもの）
- 36 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術
- 37 内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）
- 38 内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
- 39 乳腺悪性腫瘍手術〔乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）〕
- 40 肺悪性腫瘍手術〔壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。〕
- 41 内視鏡下筋層切開術
- 42 骨格筋由来細胞シート心表面移植術
- 43 胆管悪性腫瘍手術〔膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。〕
- 44 腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術
- 45 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 46 腹腔鏡下仙骨脛固定術
- 47 凍結保存同種組織加算
- 48 粒子線治療
- 49 粒子線治療の注3 に掲げる粒子線治療適応判定加算

- 50 粒子線治療の注4 に掲げる粒子線治療医学管理加算
- 51 密封小線源治療の注8 に掲げる画像誘導密封小線源治療加算
- 52 歯根端切除手術の注3

施設基準の改正により、平成 28 年1 月1 日又は平成 28 年3 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成 28 年4 月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

【基本診療料】

- 1 7 対1 入院基本料〔一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料〕（平成28年10月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 2 一般病棟入院基本料の注6 、特定機能病院入院基本料の注5 、専門病院入院基本料の注3 に掲げる看護必要度加算2 又は3（平成28年10月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 3 10対1 入院基本料※〔一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料〕（平成29年4 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
※医療法上の許可病床における一般病床が2 0 0 床以上の病院に限る。
- 4 一般病棟入院基本料の注12 、特定機能病院入院基本料の注10、専門病院入院基本料の注9 に掲げるA D L 維持向上等体制加算（経過措置なし）
- 5 療養病棟入院基本料の注10に掲げる在宅復帰機能強化加算（平成28年10月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 6 療養病棟入院基本料（療養病棟入院基本料2 を算定する病棟において平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合）
- 7 総合入院体制加算1 （平成28年1 月1 日において現に当該点数に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成29年4 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 8 総合入院体制加算3 （平成28年1 月1 日において現に旧算定方法別表第一区分番号A 2 0 0 に掲げる総合入院体制加算2 に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成29年4 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 9 急性期看護補助体制加算（10対1入院基本料を算定する病棟において、平成28年10月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 10 看護職員夜間12対1 配置加算2（平成28年3月31日において現に旧算定方法別表第一区分番号A 207-4に掲げる看護職員夜間配置加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、10対1 入院基本料を算定する病棟において平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 11 後発医薬品使用体制加算（経過措置なし）
- 12 救命救急入院料2 又は4 （平成28年10月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- 13 特定集中治療室管理料（平成28年10月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

【特掲診療料】

1	ニコチン依存症管理料（平成 29 年7 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
2	在宅療養支援診療所（平成 29 年4 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
3	コンタクトレンズ検査料1 又は3（平成 29 年4 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
4	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影（注3 に規定する届出に限る。）（平成 29 年4 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
5	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ） <u>（経過措置なし）</u>
6	腹腔鏡下肝切除術（3、4、5 又は6 を算定する場合に限る。）
7	在宅療養支援歯科診療所（平成 29 年4 月1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

診療報酬の算定項目の名称等が以下のとおり変更されたが、平成 28 年 3 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

【基本診療料】

1	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間25対1 急性期看護補助体制加算	→	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間30対1 急性期看護補助体制加算
2	病棟薬剤業務実施加算	→	病棟薬剤業務実施加算1
3	退院調整加算	→	退院支援加算2
4	精神科急性期治療病棟入院料の注4に掲げる精神科急性期医師配置加算	→	精神科急性期医師配置加算（精神科急性期治療病棟入院料1 で引き続き算定する場合に限り届出不要）
5	回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算	→	回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算1

【特掲診療料】

1	在宅療養実績加算	→	在宅療養実績加算1
2	特定施設入居時等医学総合管理料	→	施設入居時等医学総合管理料
3	人工臓器	→	人工臓器検査
4	経口摂取回復促進加算	→	経口摂取回復促進加算1
5	内視鏡手術用支援機器加算	→	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
6	経皮的動脈弁置換術	→	経カテーテル大動脈弁置換術
7	植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術（レーザーシースを用いるもの）	→	植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術

基本診療料の施設基準

※下記添付書類以外にも、審査に必要となり求める書類があることがありますのでご了承ください。

※経歴書については、施設基準で定められている経験が確認できるよう記載すること。

施設基準	様式 (別添7)	添付書類等
有床診療所入院基本料1・2・3・4・5・6 (下記の加算の届け出が無い場合は右欄の様式一式。下記の加算の届け出をする場合又は辞退する場合は、右欄十届け出をする加算の様式等が必要)	原則として添付するもの 5・12・12の2・12の3 (入院基本料1～3届出時のみ)	- 入院診療計画書の写し(実際に作成されたもの) - 院内感染防止対策委員会の設置要綱及び委員会議事録 - 医療安全管理に関する基本指針、医療安全管理委員会の設置要綱及び委員会議事録 - 褥瘡対策に関する診療計画書の実施例 - 看護要員の勤務表及び看護要員の勤務表の記号の内訳が分かるもの - 様式12の3で選択した項目について確認できる書類
夜間緊急体制確保加算	12の4	入院患者への説明のための文書
医師配置加算	12の5	選択した項目について確認できる書類
看護配置加算 夜間看護配置加算 看護補助配置加算 看取り加算	12の5	—
有床診療所一般病床初期加算	12の6	各選択した項目の実績を示す書類
栄養管理実施加算	12の8	- 栄養管理の実施内容が確認できる書類 - 管理栄養士の免許等の写し
患者の状態に応じて有床診療所療養病床入院基本料を算定する届出(有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床を有する医療機関に限る)	—	※点数告示の注9 施設基準の様式が定められていないので、表紙(別添7)に届け出する旨を記載してください
在宅復帰機能強化加算	12の9	有床診療所入院基本料1、2又は3の施設基準に係る届出書添付書類(様式12の3)
有床診療所療養病床入院基本料 (下記の加算の届け出が無い場合は右欄の様式一式。下記の加算の届け出をする場合又は辞退する場合は、右欄十届け出をする加算の様式等が必要)	原則として添付するもの 5・12・12の2	- 入院診療計画書の写し(実際に作成されたもの) - 院内感染防止対策委員会の設置要綱及び委員会議事録 - 医療安全管理に関する基本指針、医療安全管理委員会の設置要綱及び委員会議事録 - 褥瘡対策に関する診療計画書の実施例 - 看護要員の勤務表及び看護要員の勤務表の記号の内訳が分かるもの
救急・在宅等支援療養病床初期加算	12の7	過去1年間に訪問診療を実施したことがわかるもの (当該届出は、在宅療養支援診療所に限る。)
看取り加算	12の6	—
栄養管理実施加算	12の8	- 栄養管理の実施内容が確認できる書類 - 管理栄養士の免許等の写し
患者の状態に応じて有床診療所入院基本料を算定する届出(有床診療所入院基本料を算定する病床を有する医療機関に限る)	—	※点数告示の注9 施設基準の様式が定められていないので、表紙(別添7)に届け出する旨の記載を行うこと。
在宅復帰機能強化加算	12の10	—
後発医薬品使用体制加算1・2・3	40の3	- 後発医薬品の採用について検討を行う委員会の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討内容、開催回数等を記載した概要(委員会規程および議事録等) - 採用品目の一覧表(A4の用紙に50品目を目安に記載) - 院内掲示の見本
退院支援加算		
退院支援加算1・3	40の9	- 部門の設置を確認できる文書(組織図等) - 退院支援に関する経験を確認できる文書(1・2届出のみ) - 看護師については、退院支援支援及び新生児特定集中治療に係る業務の経験、社会福祉士については退院支援に係る業務の経験を確認できる文書(3届出のみ) - 職種に関して確認できる書類(免許の写し等) - 連携保険医療機関等の職員との面会頻度について過去4ヶ月間の面会状況が分かる文書
地域連携診療計画加算	(特)12 (特)12の2	地域連携診療計画(様式12の2に準じた様式)

基本診療料の施設基準

※下記添付書類以外にも、審査に必要となり求める書類があることがありますのでご了承ください。
※経歴書については、施設基準で定められている経験が確認できるよう記載すること。

施設基準		様式 (別添7)	添付書類等
	退院支援加算2	40の9	・ 部門の設置を確認できる文書(組織図等) ・ 退院支援に関する経験を確認できる文書(1・2届出のみ) ・ 看護師については、退院支援支援及び新生児特定集中治療に係る業務の経験、社会福祉士については退院支援に係る業務の経験を確認できる文書(3届出のみ) ・ 職種に関して確認できる書類(免許の写し等) ・ 連携保険医療機関等の職員との面会頻度について過去4ヶ月間の面会状況が分かる文書

特掲診療料の施設基準

※下記添付書類以外にも、審査に必要となり求める書類があることがありますのでご了承ください。
※経歴書については、施設基準で定められている経験が確認できるよう記載すること。

施設基準	様式 (別添2)	添付書類等
小児かかりつけ診療料	7の8	- 様式7の8の②について確認できる書類 - 様式7の8の③について確認できる書類
在宅療養支援診療所1	11 11の3	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	11 11の5	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの) - 緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書
在宅療養支援診療所2	11 11の3 11の4	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	11 11の5	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの) - 緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書
在宅療養支援診療所3	11 ※患者割合が9割5分以上の場合 11の3	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅療養実績加算1	11 11の5	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅療養実績加算2	11 11の5	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの) - 緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書
排尿自立指導料	13の4	- 医師の経験が確認できる書類(経歴書等)又は研修を修了していることが確認できる書類(修了証書の写し等) - 看護師について、経験が確認できる書類(経歴書等)及び研修を修了していることが確認できる書類(修了証書の写し等) - 理学療法士の経験が確認できる書類(経歴書等)
地域連携診療計画加算	12 12の2	様式12の2を参考にした地域連携診療計画を添付すること
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	14の2	—
在宅療養支援病院1	11の2 11の3	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について看家に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	11の2 11の3	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの) - 緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書
在宅療養支援病院2	11の2 11の3 11の4	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について看家に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	11の2 11の3	24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの) - 緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書

特掲診療料の施設基準

※下記添付書類以外にも、審査に必要となり求める書類があることがありますのでご了承ください。
※経歴書については、施設基準で定められている経験が確認できるよう記載すること。

施設基準	様式 (別添2)	添付書類等
在宅療養支援病院3	11の2	・ 24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について看家に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅療養実績加算1	11の2 11の5	・ 24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの)
在宅療養実績加算2	11の2 11の5	・ 24時間の直接連絡を受ける体制、24時間往診が可能な体制及び24時間訪問看護が可能な体制について患者に対して交付した文書(往診担当医と訪問看護の担当者の氏名、担当日等を明示したもの) ・ 緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書
在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料	20の9	・ 関連学会からの認定を受けていることを確認できるウェブページのコピー等
持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定	24の5	・ 医師の経験年数及び実績のわかるもの(経歴書等)
遺伝学的検査 遺伝カウンセリング加算	23	・ 医師の遺伝カウンセリングを要する診療に係る経験及び勤務状況の分かる書類(勤務表、経歴書等) ・ 様式23の4について、当該保険医療機関又は衛生検査所が関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針を遵守し検査を実施していることを確認できるウェブページのコピー等
国際標準検査管理加算	22	・ 認定を受けていることを証する文書の写し
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	24の6	・ 医師の経験及び勤務状況の分かる書類(勤務表、経歴書、免許の写し等)
人工臓器検査、人工臓器療法	24の4 4	・ 医師の経験が確認できる書類(経歴書等) ・ 当該地域における必要性を記載した理由書
長期脳波ビデオ同時記録検査1	25の2 4	・ 連携体制を示す文書(手術を年間10例以上実施している保険医療機関との連携体制が整備されている場合に限る) ・ MRI装置等を有している保険医療機関との連携体制を示す文書 ・ てんかんに関する地域連携診療計画の内容がわかる資料 ・ てんかん診療拠点機関への選定が確認できる資料
脳波検査判断料1	27の2 4	・ MRI装置等を有している保険医療機関との連携体制を示す文書 ・ てんかんに関する地域連携診療計画の内容がわかる資料 ・ 関係学会により教育研修施設として認定されていることが確認できる資料
遠隔脳波診断	27の3	・ ー
コンタクトレンズ検査料1 コンタクトレンズ検査料2 コンタクトレンズ検査料3	30	・ コンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用についての院内掲示の見本 ・ 医師の眼科診療の経験の分かる書類(勤務表、経歴書等) ※1、3については、平成29年3月まで経過措置あり
乳房MRI撮影加算	38	・ 画像診断管理加算2の届出の写し
外来後発医薬品使用体制加算	38の3	・ 後発医薬品の採用について検討を行う委員会の概要(委員会規定、議事録等)

特掲診療料の施設基準

※下記添付書類以外にも、審査に必要となり求める書類があることがありますのでご了承ください。
※経歴書については、施設基準で定められている経験が確認できるよう記載すること。

施設基準	様式 (別添2)	添付書類等
別添1の「第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)」の注5 別添1の「第40の2 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)」の注5 別添1の「第41 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)」の注5 別添1の「第42 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)」の注5 別添1の「第42の2 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)」の注5 別添1の「第43 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)」の注5	42	・ 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの指定もしくは提供実績が確認できる資料(指定通知書等)
経口摂取回復促進加算1	43の4 43の5 44の2	・ ー
経口摂取回復促進加算2	43の6	・ ー
リンパ浮腫複合的治療料	43の7	・ リンパ浮腫の複合的治療に係る研修の内容及び終了したことが確認できる書類
児童思春期精神科専門管理加算	44の5 4	・ 医師の経験が確認できる書類(経歴書等)および精神保健指定医の指定番号がわかるもの
救急患者精神科継続支援料	44の6	・ 医師及び看護師等について研修を修了していることが確認できる書類
認知療法・認知行動療法1	44の3	・ 精神保険指定医の指定医証の写し ・ 研修受講有りの場合、修了証の写し
認知療法・認知行動療法2	44の3	・ 届出医師が精神保険指定医の場合、指定医証の写し ・ 研修受講有りの場合、修了証の写し
認知療法・認知行動療法3	44の3	・ 精神保険指定医の指定医証の写し ・ 研修受講有りの場合、修了証の写し ・ 様式44の3の3(3)の研修を修了したことが確認できる書類
依存症集団療法	44の7	・ 精神科医及び看護師について研修を修了していることが確認できる書類
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	49の3の2	・ ー
歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)	49の6 4 49の7	・ 医師の研修の修了証及び経験がわかる書類(経歴書等) ・ 機能訓練室の配置図及び平面図 ・ 担当の複数職種が参加するカンファレンスの議事録(個人情報をマスクした上で添付)

特掲診療料の施設基準

※下記添付書類以外にも、審査に必要となり求める書類があることがありますのでご了承ください。
※経歴書については、施設基準で定められている経験が確認できるよう記載すること。

施設基準	様式 (別添2)	添付書類等
骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植(特殊なものに限る。)))	50の5の2 4	- 組織バンクを有することを証する文書の写し ※有していない場合は、組織バンクを有する保険医療機関と適切な使用及び保存方法等について契約していることを証する文書の写し
乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)	①乳がんセンチネルリンパ節加算 52 56の2 4 ②センチネルリンパ節生検(併用) 31の3 52 4	麻酔科標榜許可証の写し
乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(単独)	①乳がんセンチネルリンパ節加算 52 56の2 4 ②センチネルリンパ節生検(併用) 31の3 52 4	麻酔科標榜許可証の写し
乳腺悪性腫瘍手術(乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))	52 56の6 4	麻酔科標榜許可証の写し
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)	50の5	- 医師の経験が確認できる書類(経歴書等)及び研修が修了し登録されていることが確認できる書類 - 関連学会の登録医師であることがわかる書類 - 関連学会の施設認定がわかる書類
肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜・心膜合併切除を伴うもの)に限る。)	52 56の6 4	—
経カテーテル大動脈弁置換術	52 59の2 4	関係学会より認定された施設であることが確認できるもの
小児補助人工心臓	52 64の2 4	- 医師の経験が確認できる書類(経歴書等) - 関連学会からの認定を受けていることを確認できるウェブページのコピー等
胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)	52 65の7 4	—
腹腔鏡下肝切除術	52 66の2 4	麻酔科標榜許可証の写し
腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術	52 67の2の2 4	—
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	71の1の2 4 52	- 医師の経験が確認できる書類(経歴書、免許の写し等) - 手術に用いる機器の保守管理の計画 - 麻酔科標榜許可証の写し